令和８年度　滋賀地方最低賃金審議会

第２回 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金 専門部会

議事録

開催日時	令和８年 10 月９日（金）午前９時 27 分～11 時 42 分
開催場所	滋賀労働局　６階共用会議室
出席状況	公益代表委員　　３人　（定数３人） 労働者代表委員　３人　（定数３人） 使用者代表委員　３人　（定数３人） 事務局　　４人
出席者	公益代表委員　片山　聡　　木下康代　　宗野隆俊 労働者代表委員　鈴木敏和　　松井大介　　玉木博文 使用者代表委員　池田賢也　　池田　健　　三浦浩明 事務局　青木労働基準部長　　大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐　　遠藤労働基準監督官
主要議題	・滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（金額審議） ・その他
議事録	別紙のとおり

別紙

○片山部会長

ただ今から、第２回専門部会を開催いたします。

はじめに、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

事務局から２点申し上げます。

１点目は、本専門部会の公開についてですが、運営規程により、公労使の三者協議の場のみ公開とし、議事録をホームページで公開することを、お知らせいたします。

なお、傍聴の申込を受け付けたところ、傍聴を希望される方はいませんでしたので、ご報告いたします。

次に２点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員３名、労働者代表委員３名、使用者代表委員３名の計９名のご出席をいただいております。

したがいまして、最低賃金審議会令の規定により、定数の３分の２以上の出席をいただいておりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。

以上です。

○片山部会長

では、議題（１）「滋賀県自動車・同附属品製造業 最低賃金の改正決定について」です。前回の専門部会では合意に至らず、労使各側で、更にお考えいただいたと思いますので、今回も、労使それぞれとの個別協議を行いたいと思います。前回の専門部会終了の際、今回の個別協議を使用者側から行うことを確認しております。

使用者側は、協議を始めるに当たって、どのくらいの時間が必要でしょうか。

○池田健委員

15 分いただきたいと思います。

○片山部会長

それでは、専門部会を一時休会として、公・使の個別協議を９時 45 分から行います。

事務局から控室について説明をお願いします。

○大橋室長

本日の待機していただく場所は、労働者側は４階打合せ室、使用者側は５階基準部長室を用意しており、それぞれ、職員がご案内いたします。

それでは、よろしくお願いします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○片山部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日も前回に引き続き個別協議を行い、労使双方からご意見をお伺いしました。

使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側からは、自動車産業の全国の妥結額集計結果における組合員規模 299 人以下の賃上げ獲得額を根拠とした金額提示があり、使用者側からは、連合の春闘回答集計結果におけるベースアップ率の推移を踏まえ、2006 年の引上げ率を根拠とした金額提示がありました。労使双方に一定の歩み寄りをいただきましたが、合意には至りませんでした。

使用者側の方からは、本日、これ以上の金額提示はできないとのことですので、本日の協議はここまでとさせていただきます。

次回は、使用者側からの個別協議で始めます。

なお、次回の第３回が、最終の専門部会ですので、結審となりますよう、労使共に歩み寄りをよろしくお願いします。

最後に、議題（２）「その他」ですが、皆様から何かございますでしょうか。

〔意見等なし〕

特にないようでしたら、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

はい。第３回の専門部会は、10 月 28 日（水）午前９時 30 分から、会場は、今回と変わりまして、３階の大津労働基準監督署の会議室で開催いたしますので、お間違いございませんようお願いいたします。以上です。

○片山部会長

それでは、これで第２回専門部会を終了します。

お疲れ様でした。